

国不動第20号
令和6年6月21日

各都道府県主管部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長
(公印省略)

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額
及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

国土交通省で策定する「不動産業による空き家対策推進プログラム」の一環として、空き家や空き地、マンションの空き室（以下「空き家等」という。）の流通のビジネス化を支援するため、昭和45年建設省告示第1552号の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第949号）が令和6年6月21日に公布され、令和6年7月1日から施行される。これを踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下「ガイドライン」という。）についても所要の改正を行い、令和6年7月1日から施行することとした。

これに伴い、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

国土交通省で策定する「不動産業による空き家対策推進プログラム」の一環として、空き家等の流通のビジネス化を支援するため、令和6年7月1日から、昭和45年建設省告示第1552号の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第949号）による改正後の宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額が施行される。

これを踏まえ、ガイドラインについても別紙のとおり所要の改正を行い、新たに講ずる媒介報酬の特例規定の考え方等を明らかにするほか、媒介以外の関連業務に係る記載を充実させ、取組促進を図ることとした。

以上